

6月
定例会



VOI.25

いかた 議会だより

平成23年(2011年)8月19日

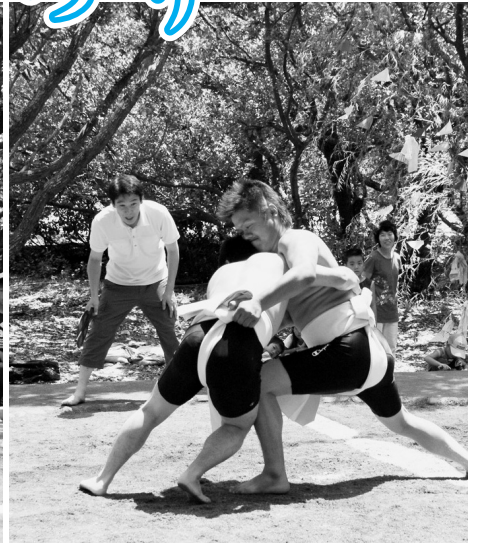
発行 伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ㊟-0211(内線410)
㊟-2662(直通)



瀬戸の花嫁まつり



今回の主な内容

6月定例会の動き・主な決定事項	2P~3P
議員研修会・伊方発電所視察	3P
一般質問	4P~7P
議会日誌	7P
第22回・第23回臨時会報告	8P



6月定例会の動き

第25回定例会は、6月21日～23日開催

報告5件、条例2件、補正予算5件、契約4件、
人事4件、その他2件、選挙1件、発議1件
(すべて原案承認・可決・同意しました)

主な決定事項

報告

平成22年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について

翌年度繰越額

1億6,996万4,815円

地域活性化・きめ細かな交付金・町道維持補修事業他9事業

平成22年度伊方町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

翌年度繰越額

2,032万9千円

地域活性化・きめ細かな交付金、地域医療強化・維持事業、往診車両・医療機器

平成22年度伊方町土地開発公社決算書の提出について

収益

4万5,389円

費用

15万5,200円

当期損失

10万9,811円

平成22年度株式会社アグリ瀬戸経営状況報告書の提出について

經常収益

5,347万7千円

經常費用

5,521万6千円

經常損失

173万9千円

税引後当期損失

187万4千円

寄附採納について

東京都

川口千代満氏より

社会福祉の増進に役立てて欲しいと50万円の寄附があったもの

条例

町長の専決処分事項報告について(伊方町税条例の一部を改正する条例制定)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う改正

(東日本大震災に係る雑損控除額等及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について

名称変更

日本下水道協会愛媛県支部

補正予算

↓愛媛県下水道協会

平成23年度伊方町一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ

4億733万円を追加し、

予算の総額を

97億7,939万4千円とする。

平成23年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ

3万3千円を減額し、

予算の総額を

1億5,870万8千円とする。

平成23年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ

1,034万3千円を追加し、

予算の総額を

10億7,068万1千円とする。

平成23年度伊方町介護サービス特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ

240万円を減額し、

予算の総額を

1,350万6千円とする。

主な内容

(単位：千円)

事業内容	予算額
庁用バス購入事業	33,886
公共ネットワークCATV網光移行工事	12,390
地域密着型介護保険施設用地関連	45,752
果樹品種等供給力強化事業	8,406
高品質果実出荷体制整備事業	11,305
九丁漁港海岸保全施設整備事業	17,400
緊急避難路整備	50,000
町道湊浦河内線他道路新設改良事業	18,727
消防ポンプ格納庫新築事業	36,512
瀬戸町民センター空調改修工事	23,100

契約

伊方スポーツセンター改修工事請負契約の締結について

契約金額

8,620万5千円

有限会社宇都宮組

伊方町一般廃棄物最終処分場埋立地造成工事請負契約の締結について

契約金額
4億1,895万円
有限会社堀保組

前の川河川改修工事請負契約の締結について

契約金額
7,770万円
飛田建設有限公司

伊方町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事請負契約の締結について

契約金額
2億6,145万円
共和化工(株) 広島支店

人事

伊方町固定資産評価審査委員会委員の選任について

豊之浦 上田 宏氏
大久 濱田英昭氏
三崎 門田 勲氏

人権擁護委員の推選について

小中浦 長野千晶氏

その他

新たに生じた土地の確認について

伊方町塩成字中網代乙455番地1地先から同字賀利浜2689番までの地先
公有水面埋立地
面積 3,821.09㎡

字の区域の変更について

字賀利浜に編入
右記の区域に編入する新たに生じた土地
伊方町塩成字中網代乙455番地1地先から同字賀利浜2689番までの地先
公有水面埋立地
面積 3,821.09㎡

選挙

愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

松澤周作議長

発議

伊方町政治倫理条例の一部を改正する条例制定について
(提案理由)

その地位を利用して町民の信頼を損ね不信を招くことのないよう、政治倫理に関する条項を追加し、一部を改正するものである。

可決され、7月1日より施行された。

原子力発電所対策特別委員会 伊方発電所視察

原子力発電所対策特別委員会(中村敏彦委員長)は、5月26日(木)、東日本大震災による東京電力福島第1原発事故を受けて、伊方発電所における事故後の緊急安全対策の対応状況等を確認するため、現地視察を実施しました。伊方発電所長の説明を受けながら、対策を講じた電源車や非常用ディーゼル発電機の配備状況、高台にある消防自動車や重要扉の浸水対策などを入念に視察しました。



平成23年度 第1回町議会議員研修会 に参加

県町村議会議長会主催の「町議会議員研修会」が7月4日(月)、松山市のにぎたつ会館で開催され、県内9町から議員と事務局職員約140名が参加して、研修を深めました。

まず、大阪学院大学企業情報学部の國定浩一教授からは、「これからの日本経済～“虎エコニミスト”大いに語る～」と題しての講演があり、熱狂的な阪神タイガースファンとして知られる氏は、阪神タイガースの観戦や阪神ファンの気質等から日本経済に対するコメントをユーモラスに話されていました。

続いて、時事通信社政治部の山田恵資部長からは、「危機管理と政治」と題しての講演があり、東日本大震災による原発事故を踏まえた日本のエネルギー政策や政治の動向等を、ご自身の取材を通して解説されていました。

23年度 第1回町議会議員研修



(開会宣言を行う松澤周作議長)



一般質問

通告概要

阿部 吉馬 議員

○伊方町条例の見直しについて
○釜木残土捨場の現状と今後の対応について

篠川 長治 議員

○原子力発電所の安全確保関連について
○公共サービス基本法及び地縁による団体並びに住民の権利義務、伊方町集会所条例等について

梶田 和美 議員

○被災者支援システムについて
○防災対策について



阿部 吉馬 議員

伊方町条例の見直しについて

問 合併当初、「回」の年
で、旧町の条例化の一本化を進
めたいという中で、職員一

丸となって住民の理解を得ながら目標を達したのではなからうかと思う。そもそも身近な分野の条例に関し、見直しが必要になってきているのではないかと。そこで、以下の2点を中心に質問をさせていただきたい。

(一) 後継者の自立支援事業費補助の件。この点で対象になっているのが、就業者の生活上または研修等に係る経費と結婚祝い金。この結婚祝い金の対象者を40歳という線引きをするのはいかがか。やはり公正・公平な立場から、考えを見直す必要があるのではないかと。

(二) 体育施設条例の件。旧町単位でやっていたグラウンドでの照明施設を精査して、本当に必要な場所、必要であるかどうかについて施設の整備をすべきではないか。そういった面で条例改正の見直しが必要であらうかと考えますが、理事者のお考えをお聞きしたい。

答 現在の条例・規則は、合併後の新町の行政運営や行政サービスが滞ることなく、スムーズに運営できるよう、合併協議における各種事務事業の調整結果を踏まえ、新たな条例として制定したものです。また、法律の改正や時代の変化に即した町政を推進するため、条例の制定や改廃を行い、随時、見直しを行っている。

(一) この補助制度の内容については、合併前の3町で実施していた制度を調整して、新町に引き継いだもので、本町の意欲のある後継者の自立と、町内への定着を支援することにより地域の活性化を図ることを目的としております。後継者が結婚した際に、10万円の結婚祝い金を支給する。なお、対象者は町内で農林漁業及び商工業を営む者で、年間150日以上専従している後継者であって、結婚した年度の初日において、満年齢が40歳未満である者としており、

また、合併前の伊方町、瀬戸町及び三崎町において類似の祝い金の支給を受けた者並びに過去にこの結婚祝い金を受けた者は対象外としている。

(町長)

(二) 伊方町における夜間照明施設は、伊方町体育施設条例に規定されており、伊方町民グラウンドを始めとしてグラウンド関係が13施設、テニスコートが3施設の計16施設です。各施設によって利用頻度は大きく違っていているものの、町民の皆様が、スポーツの競技力向上や、スポーツの普及振興を図るとともに、子どもからお年寄りまで、全ての年齢層の方々が生涯スポーツを通じて、心身の健全な発達と明朗な町民性の形成に寄与する施設であることに違いはなく、必要である。現施設の耐用年数・利用状況等を見ながら今後施設の更新にあたっては、必要性を含め、検討する必要がある。(教育長)

釜木残土捨場の現状と今後の対応について

問 (一) 理事者の不法投棄でないという理由。

(二) 協議会における町長・副町長の発言の真意は。
(三) 協議、地権者との協議、そ

して協会との協議内容。

(四) 測量と今後どのような対応をしていくのか。

(五) 防止協会の決算書の信憑性について。町の信憑性をどのように捉えているのか。

(六) 委託契約に対する町の対応。

(七) 防止協会に対する町の監督責任としての行動は。

答 (一) 合併前の三崎町が地権者と交わした協定書では、土捨場として使用した土地の使用後は、後日行う換地業務計画のとおり地権者に返還するという取り決めになっています。しかしながら、三崎町公害防止協会が、土捨場を引き続き使用する必要性は、事業完了の条件となっている換地業務を実施するためという合理的な理由があり、事業は継続中であることの黙視の合意ができています。との解釈によりまして、違法性は無い。(副町長)

(二) 合併時に必要な手続きや説明責任を果たさず、ここに来て問題解決の責任を我々に求める限りは、この問題について状況を知る旧三崎町の関係者にも誠意を持って汗をかいていただき、問題解決にご協力を願いたいという思いから出た言葉です。(町長)

(三) 平成21年2月23日に地権

者と三崎町公害防止協会並びに三崎総合支所職員の三者間での話し合いがされており、その内容は、捨土が計画土量に達していないため、地権者に補償協定の期間を5年間延長することを申し入れると共に、地権者との協議を重ねましたが全員の同意を得ることができなかつた。なお、その後地権者から換地業務を行うための測量について、交渉に進展が得られたため、測量を実施すべく各地権者の同意書の締結作業を行っております。

(4) 町としましては平成22年11月9日、地権者との協議において換地業務に着手するための測量の同意を求めておりますが、現在、地権者の1名の同意をいただいております。そのため、その地権者にご理解をいただき、同意していただけるよう引き続き交渉に当たるよう指示をしております。

(5) 三崎町公害防止協会は、年度毎の収支決算書を次年度の5月末日までに報告することになっておりましたが、合併前より決算書の提出はされておりませんでしたので、昨年度、平成21年度までの決算書の提出を求め、三崎総合支所長と建設課長によって記載内容と預金残高の突合と確認

を行い、間違いは無かつたと報告されております。なお、独立した団体の経理の信憑性について、たとえ町長であっても、そのような意見を申し述べることは、決して適切な行為であるとの理解は得られないと考えておりますので控えさせていただきます。

(6) 当初の計画どおりの事業完了を目指し、まずは期限到来後の土地使用の期間延長と補償代金の支払いについて地権者に同意をいただくよう努めると共に、三崎町公害防止協会に対し、整地や換地の作業を責任をもって実施するよう求めております。

(7) 三崎町公害防止協会と町が交わした協定書では、町から管理委託を受けた事業を三崎町公害防止協会が責任を持って実施することになっており、事業を円滑に実施する責任は三崎町公害防止協会にあると考えております。一方、町は三崎町公害防止協会の事業の推進にあたって必要な指導助言を行うことになっておりますが、合併協議の際、この事業については三崎町からの報告がなかったことから、新町発足の事務分掌において三崎町公害防止協会との委託契約に関する事務担当部局の位置づけを行わず、事務処理体制

を整備していなかったことから、今回のような問題が生じたものと思っており、新町としての公害防止協会に対する監督責任の判断はできかねます。(副町長)

篠川 長治議員



原子力発電所の安全確保関連について

問 住民の安心・安全のために、第二次救急病院として身近で受診できる、八西地域の二次救急医療と災害拠点医療を担う市立八幡浜総合病院の充実が急務であると考えます。このことについて、町長のご所見をお伺いしたい。

答 市立八幡浜総合病院は八西地域の二次救急医療災害拠点病院として、機能を併せ持つた病院であり、伊方町民の安全・安心の暮らしを守る上で、非常に重要な役割を担う医療機関です。伊方町民にとつ

て非常に関わりの深い医療機関ですので、愛媛県や八幡浜市などから、要請等がありましたら、町議会や町民の理解を得た上で、可能な限りの協力に努めて参りたい。(町長)

公共サービス基本法及び地縁による団体並びに住民の権利義務、伊方町集会所条例等について

問 (1) 湊浦地区は、地縁団体であるから集会所条例から除外するという伊方町の政策はいかなるものかと思えます。このことについて、明確な答弁を求めます。

(2) 町長は先の議会答弁で、たとえば湊浦地区が総意で湊浦ふれあいセンターを町へ寄附するというのであれば、町は集会所条例に則って対応すると答弁された。例えばと断つたとはいえ、法に基づいて町長が認可した地縁団体に対して、地縁団体の解消を示唆するよくな発言はいかなるものかと思えます。このことについて答弁を求めます。

(3) 自治会・町内会等、各地域は地域社会において重要な役割を担っておりますが、通常いわゆる権利能力なき団体で

あったため、当該団体の名義で不動産登記ができないこと等から財産上の問題が生じていた為、平成3年に地方自治法の一部が改正され、法人格を付与する道が開かれたことは、前述等の通りであります。この法改正の内容を町は、各地区住民にしっかりと説明されましたでしょうか。このことについて答弁を求めます。

(4) 町長は、条例に定める町内の各集会所は、町が事業主体となり整備した施設であるから町の行政財産であると言っておられますが、集会所等の改築にあたって、従来各地区はまず地区総会に諮って、建設委員会を立ち上げ、概要等を定めてから、町に対して助成金等の要望を打診するのが一般的な手順ではないかと思う。本来事業主体は当該地区であるはずだと考えますが、町が事業主体となった経緯について答弁を求めます。

(5) 各地区は集会所等の町への寄附に際して、一定の条件を付帯していると聞いておりますが、この採納に関する条件の内容について答弁を求めます。

(6) 伊方町集会所条例第1条に関する集会所の設置基準、いわゆる改築の費用等の基準はどのようになっていますか。

(7) 「ふれあいセンター」以外

の集会所は、すべて公設民営である。」と町長は言っておられますが、各地区集会所は、公設民営だという町長の見解には、先にも申しました集会所改築等には、底分の負担金を拠出して多くの住民は疑問を抱くのではないかと思います。このことについて答弁を求めます。

(8) 法第10条第2項で、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと規定している。行政がすべてにおいて一般的、普遍的でならないとまでは申しませんが、町の政策である伊方町集会所条例に関する町長の政治姿勢は前述等に照らし、公正・公平とは思えません。町長は、「このことをどのように認識しておられますか。答弁を求めます。」

答 (1) 町が湊浦ふれあいセンターを集会所条例に定めていない理由は、その建物は町が所有する財産では無いこと。更に、町が住民に利用させる権限を有していない施設であること。この2点が、町の集会所としていない理由。

(2) 私は決して地縁団体の解消を勧めたものではなく、湊浦ふれあいセンターを他の地区の集会所と同様に切り扱っ

て欲しいという要望があるのであれば、町の集会所として条例に追加するため、湊浦ふれあいセンターを町に寄附していただく方法があると申したもので、その選択肢を決定することについて、町が関与するものではありません。

(3) 平成3年の地方自治法の改正の周知についてですが、当時の地方自治法の改正は、地区自治組織の運営上、大変重要な改正内容であったことから、旧伊方町においては、当時の区長会で説明をしておりますし、合わせて町広報でもお知らせしています。

(4) 地区からの建設要望を受けて、内容を精査し、事業費に有益な、国や県等の補助財源を模索し、町が事業主体となつて事業を発注し、完成後は町が所有するという手順です。

(5) 寄附採納を受けた財産の処分、若しくは権利の設定等を行う場合は、地区総会の決定又は同意を得なければなりません。また、当該財産を処分したときの対価及びその財産から生じる天然果実もしくは法定果実は、地区に帰属するといった内容が、過去の寄附採納の条件です。

(6) 伊方町集会所条例では、町が設置する集会所の名称及びその位置と集会所の管理運

営について基本的な事項を定めた条例として、ご質問の施設整備や改修工事等に関する基準を定めたものではありません。

(7) 公設民営とは文字通り、公である町が施設を設置し、その施設の運営は、民間の団体等が行うという意味。従いまして、集会所は町が事業主体となつて整備をして、管理運営は、各地区区長さんを指定管理者として選定して委託をしており、真にそのことを申したものです。

(8) 法律や条例について説明をしましたように、湊浦地区の財産と町の財産と同じに取り扱うことは、問題が生じて参ります。行政運営の基本は法令遵守です。法律等の基準に照らして行政運営を行うことが、公正・公平な行政運営の基本ですので、ご理解をいただきたいと思います。(町長)



榎田 和美議員

被災者支援システムについて

問 あらかじめ住民基本台帳のデータと家屋台帳のデータを統合しておき、被災者の被害状況や避難先などの基本情報を一元管理することで、罹災証明書等の発行などがスムーズに行われる他、緊急物資管理や倒壊家屋管理など、さまざまな行政事務に力を発揮するシステムだと伺っている。

(1) 被災者支援システムについて詳細なこと。また直ちに稼働できる状況なのか。

(2) 被災者支援システムを稼働するにあたって、今後の課題はなにか。

答 被災者支援システムについては、本町では、総務省通知直後に申請をし、利用許可を受け、活用できる体制を整えているところである。

(1) システムの内容は、被災者支援システム、避難所関連システム、緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者・遺族管理システム、倒壊家屋管理システム、復旧復興管理システムの7項目で構成されており、システムの活用方法は、被災者からの申請に基づき、必要事項を入力し、そのデータを利活用するものです。本町では、システ

ムが活用できるよう住民情報をデータ登録して、初動体制の迅速化に努めているところですが、データ登録については、事前準備に加え、常時、最新情報に更新する必要があり、今のところ、住民情報以外の情報管理については、災害発生後、活用することとしております。

(2) 提供を受けているシステムは、データを登録すればするほど、日頃の更新作業の必要性が増して参ります。また、システムを実践同様に活用したことがありませんので、今後は防災訓練等に組み入れて、活用訓練を重ねて参りたい。(町長)

防災対策について

問 (1) 政府の中央防災会議は、災害に備えて国や自治体、住民などが取るべき対策を示した国の防災基本計画を改定する事を決めました。国がいくら立派な防災基本計画を改定いたしましたも、自分の命は自分で守るといふ当たり前のことを私たちはしっかりと認識しなければなりません。災害もいろいろな災害が想定されるが、100%近い、自主防災組織が伊方町も結成されて

おります。自主防災の活動状況をお聞きしたい。

(2) 災害時の避難に当たって支援が必要な災害時要援護者の個別プランは完成したか。

(3) 東日本大震災の教訓、想定外の大地震を踏まえ、学校現場でも最悪の状況を想定しての避難訓練が重要だと思いがどうか。

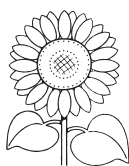
答 (1) 町では防災計画に基づき、防災関係機関、消防団と一体となった、積極的な活動を目指し、防災講演会の開催や総合防災訓練の実施を柱に、各地域においては、避難や消火等の防災訓練を実施しております。なお、今年度は、先の東北大震災を教訓に、特に津波襲来時の対策としまして、各地区の高台に一時避難場所を見直すこととし、そこに通ずる避難路等の整備を最優先に、早急に対応するため各地域区長さんや自主防災会に、ご協力をいただいております。また、一昨年、住宅用火災報知器の無償貸与事業を実施しましたが、消防法の設置基準に満たない家庭が多く見受けられることから、今年度は追加貸与を行うこととしておりますが、消防団や自主防災会には、その協力もいただいているところであります。

(2) 平成21年度に要援護者支

援計画を策定し、災害時の対応に備えているところで、現在、申請漏れ等がないか区長さんや民生委員さんを通じ、再度、確認の作業をお願いしているところであります。(町長)

(3) 本町の小・中学校の中には、仮に東日本大震災のような災害が起こった場合、同じような津波被害が予想される小・中学校があります。教育委員会としても想定外の津波対策、また避難訓練は必要不可欠であると思っており、先般開催をした定例校長会において、小・中学校長に想定外の津波を想定した避難場所の設定及び避難経路を策定するよう指示をした。各小・中学校とも高台への避難場所の設定が完了したと報告を受けている。更に、避難訓練についても、実施を促していたところ、津波被害が想定される学校について、実施をした学校が3校、1学期中に実施をする学校が3校、残りの3校についても2学期中に実施する予定にしており、今後についても継続して実施するよう、指導をしてまいりたい。

(教育長)



議 会 目 誌

4月1日	辞令交付式	6月21日	第25回定例会・議会運営委員会
8日	小・中学校 入学式	23日	第25回定例会
15日	例月現金出納検査(監査委員)	27日	八幡浜地区施設事務組合議会臨時会
18日	議会運営委員会	28日	埼玉県鴻巣市議会行政視察
22日	伊方町区長会	7月1日	県町村監査委員協議会研修会(松山)
25日	第22回臨時会		国道197号地域高規格道路建設促進期成同盟会定期総会(八幡浜)
28日	愛媛県人権対策協議会第51回定期大会(松山)	4日	第1回町議会議員研修会(松山)
5月10日	伊方町原子力発電所環境安全管理委員会(松山)	6日	伊方町人権対策協議会・人権教育協議会定期総会
11日	議会だより編集委員会		三崎高等学校教育振興会第1回理事会
12日	伊方町環境監視委員会	7日	町見地区戦没者慰霊祭
	平成22年度伊方柑橘共同選果部会総会	11日	県町村議会議長会第2回定例会(松山)
15日	第23回向地区ふるさとまつり		例月現金出納検査(監査委員)
16~18日	第36回町村議会議長・副議長研修会(東京)	12~13日	全国原子力発電所立地市町村議会議長会役員会・定期総会(東京)
17日	例月現金出納検査(監査委員)	14日	徳島県北島町議会行政視察
19日	第16回伊方町国際交流協会定期総会	19日	議会運営委員会
20日	伊方町商工会平成23年度通常総代会	20日	「きなはいや伊方まつり2011」第2回実行委員会
26日	原子力発電対策特別委員会	21日	愛媛県市町教育委員会連合会定期総会
27~28日	全国原子力発電所立地市町村議会議長会幹事会(東京)		愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第2回臨時会(松山)
27日	「きなはいや伊方まつり2011」第1回実行委員会	25日	第23回臨時会
30日	県町村議会議長会第1回臨時会(松山)		第15回伊方町中学生海外派遣団結団式及び壮行会
31日	伊方町商工業協同組合第28回通常総会	27日	徳島県阿南市議会行政視察
6月2日	伊方町老人クラブ連合会総会	28~8月8日	決算審査(監査委員)
	八幡浜地区防犯協会通常総会	28日	国道197号地域高規格道路建設促進期成同盟会知事要望(松山)
6日	地域振興センター運営委員会	31日	きなはいや伊方まつり2011
	伊方町融心会定期総会	8月2日	伊方地区忠霊塔戦没者慰霊祭
8日	期成同盟会監査	3日	国道197号地域高規格道路建設促進期成同盟会国土交通省四国地方整備局要望(高松)
	伊方町人権教育協議会・人権対策協議会役員会	4~5日	全国原子力発電所所在市町村協議会総会(東京)
10日	議会運営委員会	5日	議会だより編集委員会
	県町村議会議長会役員会(松山)	7日	瀬戸の花嫁まつり
13日	水道決算審査・例月現金出納検査(監査委員)		
	伊方町遺族会総会		
15日	議会運営委員会・議員全員協議会		
17日	社会福祉法人伊方町社会福祉協議会第29回理事会		

【第22回臨時会報告】

第22回臨時会は、4月25日に開催され、上程された議案は、何れも原案のとおり承認・可決・同意されました。また、正副議長の選挙及び各常任委員会等の選任が行われました。

議会 新構成!!

(敬称略)



議長 松澤周作



副議長 廣瀬秀晴

議会運営委員会	
委員長	清家慎太郎
副委員長	小林絹久
委員	菊池隼人
委員	小泉和也
委員	高岸助利
委員	榎田和美

常任委員会			
	総務文教委員会	産業建設委員会	生活福祉委員会
委員長	榎田和美	菊池隼人	高岸助利
副委員長	阿部吉馬	渡邊信二	中村敏彦
委員	清家慎太郎	山本吉昭	廣瀬秀晴
委員	吉川保吉	小林絹久	福島大朝
委員	篠川長治	菊池孝平	小泉和也
委員	松澤周作	中村明和	吉谷友一

○町長の専決処分事項報告について

- ・平成22年度伊方町一般会計補正予算（第7号）
- ・伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定
- ・伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定
- ・伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定
- ・伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
- ・平成23年度伊方町一般会計補正予算（第1号）

○伊方町教育委員会委員の任命について

山口 千穂 氏（古屋敷）

○伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

ようこそ伊方町へ

各地から続々と行政視察に…

- 埼玉県鴻巣市議会 鴻創会（6月28日）
原子力発電の現状と風車のまち伊方の風力発電について
 - 徳島県北島町議会（7月14日）
東南海・南海地震に向けた地震津波対策について
 - 徳島県阿南市議会 産業経済委員会（7月27日）
 - ①伊方町におけるエネルギー政策について
 - ②メロディーロードの概要について
- ※総務課・政策推進課・産業振興課・議会及び関係者にて視察研修等の対応をしています。

【第23回臨時会報告】

第23回臨時会は、7月25日に開催され、上程された議案は、何れも原案のとおり承認・可決されました。

○町長の専決処分事項報告について

- ・伊方町税条例等の一部を改正する条例制定
- ・公用車の事故に関する損害賠償による専決処分

○町道大成鳥津線道路改良工事請負契約の締結について

契約金額 79,275,000円 有限会社 竹場建設

○町道宇和海線道路改良工事請負契約の締結について

契約金額 60,900,000円 藤川建設 有限会社